

## WGへの報告(案)

---

平成28年4月15日

## 先行導入の実現に向けた当面の目標

項目	実証内容	ステークホルダー	当面の目標
⑤-2電子調達・電子私書箱 における公的個人認証 サービスの活用 (SWG検討課題)	<ul style="list-style-type: none"><li>政府の調達システム及び電子私書箱における属性認証（法人や個人が作成する書類について、権限確認（作成権限のある者が作成））を受取機関から確認できる仕組みの検証</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>国</li><li>日本郵便</li><li>民間認証事業者</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>公的個人認証サービスを活用した法人間取引における権限の認証等の実現に向けた制度整備について検討を進め、可能な限り早期に国会に法案を提出する。</li></ul>

## 制度整備の方向性(案)

### 1. 概要

1. 2015年の成長戦略に記載された「電子調達」「電子私書箱」等に係る目標を達成するため、所要の制度整備を行う。
2. 具体的には、法人の代表者から委任を受けた者が、(自己の個人番号カードを用いて)対面・書面なく電子的に、契約書や証明書の作成・提出等を行うことを可能とする制度を整備する。

### 2. 背景

1. 特に法人間で行われる電子的な取引や手続において、「安全」「安心」な情報の送受を可能とするためには、当該書面の作成者について、以下の点が書面の「受け手」に証明されることが必要。
  - ① 書面の作成者の本人性
  - ② 作成者が所属する法人の実在性
  - ③ 法人の代表者から当該作成者が委任された権限の存在(いわゆる「属性認証」)。
2. ①については「電子署名法」や「公的個人認証法」に基づき、「認定認証事業者」や「JLIS」が証明する制度、②については「商業登記法」に基づき「登記所」が証明する制度が措置済。③の「法人の代表者から委任された権限」を証明する制度が現在存在しない。

### 3. 方向性

法人の役員又は使用人が電子署名を行った電磁的記録の提供を受けた者に対し、当該法人の代表者が当該役員又は使用人に与えている権限の範囲を証明する業務の認定制度を設けるとともに、認定を受けた者が行う業務の円滑な実施のため、所要の措置を設ける。

法人の代表者から委任を受けた者が、(自己のマイナンバーカードを用いて)対面・書面なく電子的に、契約書や証明書の作成・提出等を行うことを可能とするため、法人の代表者から与えられている権限の範囲を表示する電磁的記録を「電子委任状」と定義し、主務大臣による電子委任状の普及に関する指針の策定、委託を受けて電子委任状を「保管」し、必要に応じ第三者に「送信」する業務の認定制度の創設等の措置を講ずる。

## (1) 電子委任状等の定義

「電子委任状」とは、法人の代表者から与えられている権限の範囲を表示する電磁的記録をいう。

「電子委任状取扱業務」とは、委託を受けて電子委任状を保管し、必要に応じ第三者に送信する業務をいう。

## (2) 電子委任状の普及に関する指針

主務大臣は、電子委任状の普及に関する指針を定めるものとする。

## (3) 電子委任状取扱業務の認定

電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、当該電子委任状取扱業務が(2)の指針に適合するものであることの認定を受けることができることとする。

## (4) その他

上記のほか、電子委任状の普及のための所要の措置を定める。

## 1. 「認定を受けた事業者である旨」の表示

⇒ 認定を受けていない者が同様の表示を行うことを禁止(表示独占)

## 2. 以下の各観点における、認定事業者の法的位置付けを検討

○ 電気通信事業

○ 公的個人認証法上の署名等検証者

○ 国・地方公共団体の調達手続における位置付け

## 1. 電子委任状取扱事業者の認定要件

- ① 法人代表者性の確認方法
- ② 業務用設備の要件
- ③ その他業務の実施方法

⇒②・③については、経済産業省における検討結果を踏まえ、リモート署名を用いる場合の要件についても検討

## 2. 電子委任状取扱業務を利用する企業、電子委任状取扱事業者、電子委任状を受領する企業の3者間での責任分界の考え方

## 3. 電子委任状の失効管理、長期保存等のあり方

※必ずしも以上全ての事項を法律で定めるものではなく、政省令やガイドライン等で整理していく事項もあり得る。